

居宅療養管理指導費(介護保険対応)

□ 解 説

居宅療養管理指導とは、病院・診療所・薬局などの医師・歯科医師、薬剤師などが、通院困難な要支援・要介護者の居宅を訪問して、療養上の管理及び指導、相談を行うものです。

このうち、医師・歯科医師による居宅管理指導とは介護保険制度の導入に伴って新たに発生する行為、具体的には本人の同意を得た上での医師、歯科医師が行う以下の行為を評価するものです。

- ①居宅介護支援事業者へのケアプラン作成等の必要な情報の提供
- ②本人・家族へのサービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言

※居宅療養管理指導費は、利用者の介護度にかかわらず一律の単位数で算定します。

なお、在宅療養者を対象としていることから、少なくとも月1回は往診や訪問診療を行っていることが算定の前提となっています。ただし、訪問診療としての訪問の他に、居宅療養管理指導としての訪問が別途必要となるわけではありません。

■ 居宅療養管理指導費の構成

医師・歯科医師

【居宅療養管理指導費】

○居宅療養管理指導者の直接提供経費

*医師・歯科医師の人件費

*通信・連絡費

○運営に関わる基本的な管理経費等

*人件費等（管理事務相当分）

*消耗品費・備品費

*その他事務管理費

■ 居宅療養管理指導費の単位数表

医師・歯科医師	(1)居宅療養管理指導費 (Ⅰ) (在総管を算定していない場合)	単一建物居住者が1人の場合 515単位 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 487単位 単一建物居住者が10人以上の場合 446単位 (1月2回限度)
	(2)居宅療養管理指導費 (Ⅱ) (在総管を算定している場合)	単一建物居住者が1人の場合 299単位 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 287単位 単一建物居住者が10人以上の場合 260単位 (1月2回限度)
	特別地域加算 15%増し	

□ 診療報酬との関係

在宅医療において、医師が行う行為に対する診療報酬、例えば「往診料」「訪問診療料」「具体的疾患に対する指導管理料」「在宅時医学総合管理料」などは、従来通りすべて医療保険に請求します。居宅療養管理指導は、介護保険における新たな業務を評価するもので、**この費用のみ介護保険請求**となります。

ただし、「在宅時医学総合管理料」(在総管)を算定している場合、在総管に含まれる保健・福祉との連携という部分が居宅療養管理指導で求められる行為と一部重複するため、在総管算定の有無によって算定できる単位数が異なります。具体的には、在総管を算定している場合は(Ⅱ)を、算定していない場合は、(Ⅰ)を算定することになります。

重要事項説明書

当事業所は、介護保険法の規定に基づき指定を受けています。

(岡山県指定 事業所番号 3313310199)

哲西町診療所があなたに提供するサービスは以下のとおりです。説明にあたり介護保険証を確認させていただきます。

1. 事業所概要

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 事業所名 | 社会医療法人 哲西会 哲西町診療所 |
| (2) 所在地 | 岡山県新見市哲西町矢田3604番地 |
| (3) 電話番号 | 0867-94-9224 |
| FAX 番号 | 0867-94-9223 |
| (4) 代表者氏名 | 土井 浩 二 |
| (5) 指定年月日 | 平成13年11月1日 |
| (6) サービス種類 | 居宅療養管理指導 |
| (7) サービス提供責任者 | 土井 浩 二 (どい こうじ) |
| (8) 事業の目的 | |

介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じた可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、療養上の管理及び指導を提供します。

(9) 運営方針

提供に当たって、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、適切な運営を図ります。

(10) 通常の実施地域 新見市哲西町地域

(11) 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日 8:30～17:00

ただし、祝祭日、お盆（8月13日～15日）、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

2. 職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

医師 3名

看護師 5名

3. 利用料金等

(1) サービス内容と利用料金

別紙

(2) 交通費

実施地域（哲西町）以外で行った場合は、1回600円の実費を徴収する。

4. 支払い

当診療所は、翌月中旬（毎月10日前後）までに、サービスの提供日、当月の利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して送付します。

毎月の利用料は翌月末までに窓口へ現金でお支払いください。

5. 事故発生時の対応及び損害賠償

事故発生の際は関係機関に連絡して対応します。

事業所側に故意又は過失がある場合には、速やかにご契約者（利用者）の損害を賠償します。ただし、利用者側に重過失がある場合には、損害賠償の額を減ずることがあります。

6. 事故発生時の対応

サービスの実施中に利用者の身体の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに 応急の措置を講ずるとともに、市町村、家族、居宅介護支援事業者、管理者に報告します。

7. サービス内容に関する苦情申し立て窓口

①担当責任者 土 井 浩 二

相談窓口 河 村 智 子

〒719-3701

岡山県新見市哲西町矢田3604番地

電話：0867-94-9224

②行政機関その他苦情受付期間

新見市役所 哲西支局市民福祉課	所在地 新見市哲西町矢田3604 電話番号 0867-94-2112 受付時間 月～金曜日 8時30分～17時
国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市桑田町17番5号 電話番号 086-223-8811 受付時間 月～金曜日 8時30分～17時
新見市役所 市民生活部 高齢者支援課 介護保険係	所在地 新見市新見310-3 電話番号 0867-72-3148 受付時間 8時30分～17時

8. 秘密保持について

業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は漏らしません。

ただし、次のような事例でご契約者（利用者）の個人情報やご契約者（利用者）の家族の個人情報をい
る場合があります。

【当事業所の内部での利用に関わる事例】

①当該事業所が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス

②介護保険事務

③介護サービスのご契約者（利用者）に係る事業所等の管理運営業務のうち、会計管理、事故等の報告、
当該ご契約者（利用者）の介護サービスの向上

④介護関係事業者の管理運営のうち、介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料、介護保険施設等にお
いて行われる学生の実習への協力

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

①当該事業所等がご契約者（利用者）等に提供するサービスのうち、当該ご契約者（利用者）に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答、その他の業務委託、家族等への心身の状況説明

②介護保険事務のうち、保険事務の委託、審査支払基金へのレセプトの提出、審査支払基金又は保険者からの照会への回答

③損害賠償保険などに係る保険会社への相談又は届出等

9. 重要事項説明の年月日

当事業所は、ご契約者（利用者）に対する居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、本書面に基
づいて以上重要事項の説明をいたしました。

説明年月日

年 月 日